

旧広島市民球場跡地整備等事業

審査結果報告書

令和3年8月27日

旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会

旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会は、旧広島市民球場跡地整備等事業に関して、公募設置等指針（令和3年3月26日公表）に基づき、公募設置等計画等の審査を行いましたので、審査結果及び審査講評を報告します。

令和3年8月27日

旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会
会長 吉長 成恭

目次

1	事業者の選定方法.....	1
(1)	設置等予定者選定の基本的な考え方.....	1
(2)	選定審議会の設置.....	2
(3)	選定審議会の開催実績.....	3
(4)	最優秀候補者等の選定までの審査手順.....	3
(5)	評価の基準.....	4
2	応募結果.....	8
3	審査結果.....	8
(1)	第一次審査.....	8
(2)	第二次審査.....	8
3	審査講評.....	11
(1)	総合講評.....	11
(2)	個別評価.....	12

1 事業者の選定方法

(1) 設置等予定者選定の基本的な考え方

設置等予定者の選定は、以下の基本的な考え方に基づき実施した。

パブリックマインドを持った民間事業者のノウハウを最大限活用し、誰もが訪れてみたいと感じる広島「顔」となる、都心の新たなにぎわい拠点を創出するという、公募設置等指針に掲げた本事業の目的にふさわしい公募設置等計画の提案を民間事業者に求める。

設置等予定者の選定は、応募（申請）者から提出された公募設置等計画の「内容面」、「価格面」に対する評価点及び「本市が推進する行政施策に係る取組状況」による加減点を合計した総合評価点により審査し、総合評価点の高い者から順に最優秀候補者、次点候補者、第3位候補者を選定する公募型プロポーザル方式によるものとする。

審査は、市が都市公園法第5条の4第1項に基づき全ての公募設置等計画の審査を行い（第一次審査）、その審査を通過した計画について同法第5条の4第2項に基づき評価を行う（第二次審査）。

第一次審査においては、提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、a 参加資格の確認、b 法令順守に関する審査、c 公募設置等指針に照らし適切なものであることの審査を市が行う。

第二次審査においては、第一次審査の結果について市が旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会（以下「選定審議会」という。）に報告し、選定審議会の承認を得た上で、第一次審査を通過した提案について公募設置等指針で定めた評価の基準に沿って選定審議会が審査し、最優秀候補者、次点候補者及び第3位候補者を選定する。

なお、選定審議会での審査は、審査の公平性を確保するため、参加資格保有者名を匿名として行う。

市は、選定審議会の審査結果に基づき、選定審議会が選定した最優秀候補者を設置等予定者として決定する。

(2) 選定審議会の設置

最優秀候補者等の選定に当たり、市は、広島市附属機関設置条例及び都市公園法第5条の2第6項、第5条の4第4項に基づき学識経験者及び市職員から構成される選定審議会を設置した。

選定審議会の審議事項は次のとおりである。

旧広島市民球場の跡地等の整備及び整備後の当該跡地等の管理に係る事業者の選定に関する事項

選定審議会は次の委員で構成された。なお、選定審議会は、その会議内容に広島市情報公開条例第7条第2号（法人等事業情報）及び第3号（事務事業執行情報）に掲げる情報を含むことから、非公開としているが、本事業に対する市民の関心の高さに鑑み、法人等事業情報を含まない第2回選定審議会については、議事を公開で行った。

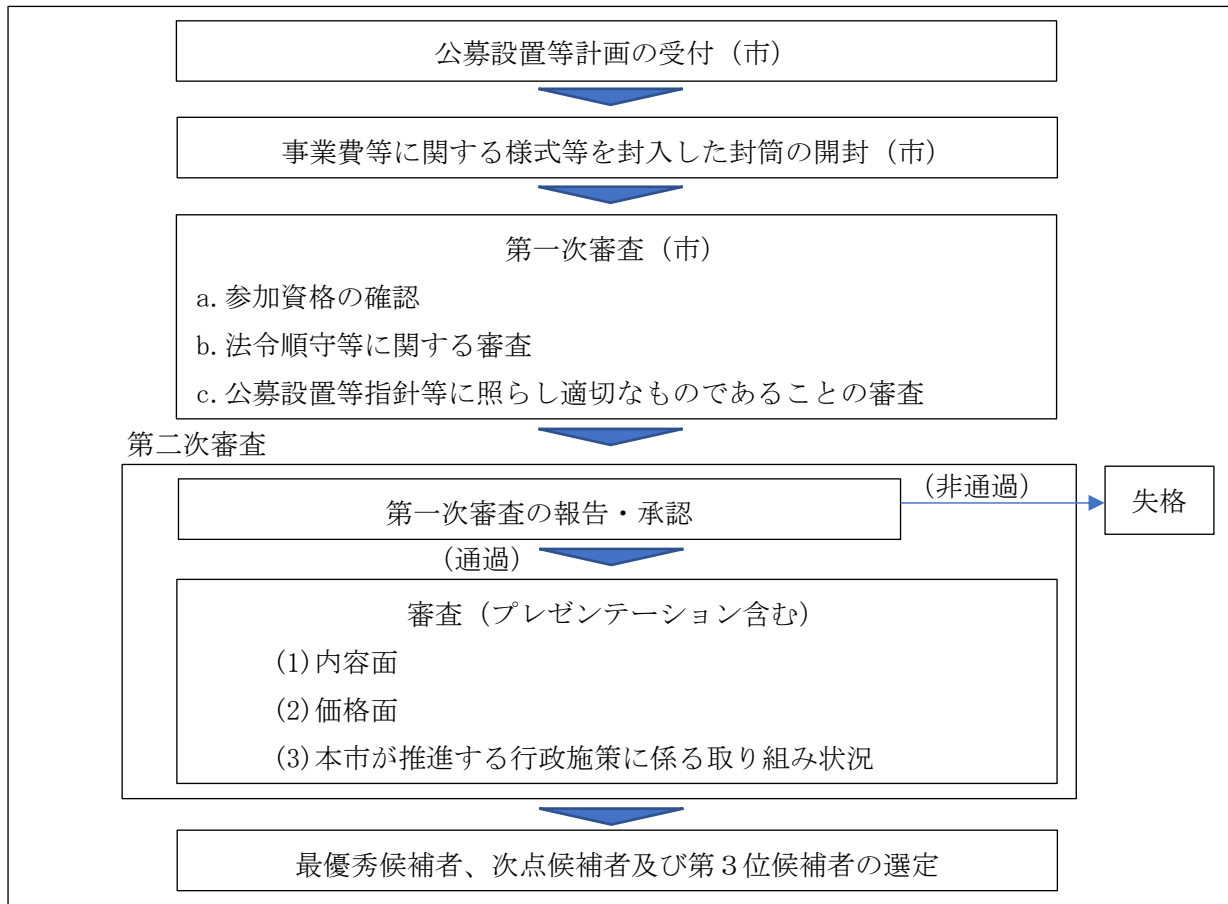
体制	氏名	所属・役職	摘要
会長	吉長 成恭	国土交通省 PPP サポーター、日本園芸福祉普及協会 理事長	
副会長	渡邊 一成	福山市立大学都市経営学部 教授	
委員	中越 信和	福山大学 客員教授、広島大学 名誉教授	
委員	西村 紀子	税理士法人 イースト会計事務所 社員税理士	
委員	真木 利江	広島女学院大学人間生活学部生活デザイン学科 教授	
委員	日高 洋	広島市経済観光局長	第1回～第2回
委員	津村 浩	同上	第3回～第4回
委員	中村 純	広島市都市整備局長	
委員	胡麻田 泰江	広島市都市整備局指導担当局長	第1回～第2回
委員	谷 康宣	同上	第3回～第4回

(3) 選定審議会の開催実績

項目	日時	主な議事事項
第1回	令和2年 10月29日	<ul style="list-style-type: none"> 旧広島市民球場跡地の活用に関する事業の概要について 旧広島市民球場跡地整備等事業公募設置等指針（素案）について
第2回	令和3年 1月27日	<ul style="list-style-type: none"> 旧広島市民球場跡地整備等事業者の選定について（諮問） 旧広島市民球場跡地整備等事業に関する公募型サウンディング調査（民間事業者との個別対話）の結果について 旧広島市民球場跡地整備等事業公募設置等指針について 旧広島市民球場跡地イベント広場における指定管理者の候補者の公募要項について 旧広島市民球場跡地整備等事業における評定要領について
第3回	令和3年 7月27日	<ul style="list-style-type: none"> 第一次審査（市）の結果報告 第二次審査（書面審査）
第4回	令和3年 8月3日	<ul style="list-style-type: none"> 第二次審査（プレゼンテーション審査） 答申（案）の審議

(4) 最優秀候補者等の選定までの審査手順

本事業の審査は、以下のとおり実施することとした。



(5) 評価の基準

応募（申請）者から提出された公募設置等計画の「内容面」の評価点と「価格面」の評価点を合計するほか、「本市が推進する行政施策に係る取組状況」を確認し加点減点を行った総合評価点により、審査を行った。

総合評価点の計算式は以下のとおり。

	〔公募設置等計画〕		「本市が推進する行政 施策に係る取組状況」に 基づく加減点
総合評価点 = 「内容面」の評価点 + 「価格面」の評価点 +			
(最大 213 点)	(170 点)	(30 点)	(-4 点～+13 点)

ア 「内容面」の評価

「内容面」の評価については、図表 1 「評価基準」に示す評価項目及び評価の視点に基づき、選定審議会委員が公募設置等計画の内容について図表 2 「評価の考え方」に従って評価点を付与した。

配点ごとに選定審議会委員の平均点を算出し、それらの合計点を内容面の評価点とする。なお、平均点を算出する際の有効桁数は小数点以下第 2 位とし、小数点以下第 3 位を四捨五入した。

また、評価項目の中項目（①から⑥）のうち、いずれか 1 項目に「0 点」がある場合は、選定の対象外とした。

図表 1 評価基準

評価項目	内訳	評価の視点	配点
全体計画（40 点）			
① 事業の実施方針	ア コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 計画のコンセプトが明確に示されており、その内容が本事業の目的に合致しているか。また、実現性の高いものであるか。 ◎ 中央公園はもとより、紙屋町・基町周辺を含むエリア全体の魅力向上及び回遊性の向上につながるビジョンが描かれているか。また、実現性の高いものであるか。 ◎ アフターコロナにおける「ニューノーマル（新たな日常）」への移行を見据えた公園の使われ方に配慮したものになっているか。 ◎ 乳幼児連れの家族や障害者を含む幅広い世代が利用しやすくなるような配慮がなされているか。 ◎ 脱炭素社会の実現に向けた、環境負荷の低減に配慮したものになっているか。 	15 点
	イ 事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 本事業の全体スケジュールは適切なものであるか。 	5 点
② 実施体制及び資金計画	ア 実施体制、遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 確実に実行できる十分な業務実施体制を構築しているか。 ◎ 公募設置等計画の確実な遂行を期待できる優れた実績を有しているか。 	10 点
	イ 資金計画、経営力	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 堅実な資金計画及び収支計画となっているか。 ◎ 応募（申請）法人又は応募（申請）グループの代表法人及び構成法人の経営は安定しているか。 	10 点

評価項目	内訳	評価の視点	配点
Park-PFI 事業 (70点)			
③公募対象公園施設 (30点)	ア 施設の魅力	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 施設のコンセプトが明確に示されており、その内容が本事業の目的や計画のコンセプトに合致しているか。また、魅力的なものであるか。 ◎ 店舗等の選定について、定型・均質化されたものではなく、話題性・独自性を有したのものや、広島ならではの個性やこだわりを感じられるものなど、市民や観光客等の来訪者のリピーター化につながるものとなっているか。 	15点
	イ 地域への波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 飲食施設以外の多様なにぎわい施設を含み、事業区域周辺に好影響が及ぶような高い集客効果を得られるものとなっているか。 ◎ 中央公園全体及び周辺地域との回遊性が促進される計画になっているか。 	10点
	ウ 施設の外観	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 施設の外観は、景観計画重点地区（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区）にふさわしい質の高いデザインとなっているか。 ◎ イベント広場や屋根を含むオープンスペースなどと調和した計画となっているか。 	5点
④特定公園施設 (40点)	ア デザイン、シンボル性	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 広島の「顔」となるシンボル性を有し、かつ周辺環境と調和したランドスケープデザインとなっているか。 ◎ 屋根は、デザイン性に優れ、明るく開放性を有しているか。 ◎ メインプロムナード（園路）は、南北軸の重要性・シンボル性が十分に理解され、原爆ドームを背後に望む風格あるものとなっているか。 	15点
	イ 快適性	<ul style="list-style-type: none"> ◎ オープンスペースは、市民や観光客等の来訪者が日常的に憩い、くつろぎたくなる魅力的な空間となっているか。 ◎ 屋根の下は、居心地の良い空間となっているか。 	10点
	ウ 機能性	<ul style="list-style-type: none"> ◎ イベント広場は、規模や配置などが工夫され、イベント主催者にとって使い勝手の良い設備が整えられているか。 ◎ 便所は、おもてなしの心が感じられるものとなっているか。 ◎ 仮設バス乗降場又は文化芸術施設が設置された場合にも、可能な限り憩いとにぎわいを保つことのできる計画となっているか。 	15点
指定管理業務 (60点)			
⑤指定管理業務 (50点)	ア 利用者の平等利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ◎ 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。 	5点
	イ 維持管理、利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 適切に維持管理できる計画となっているか。 ◎ 利用者に対するサービスの向上を図れるものとなっているか。 	15点
	ウ イベント及びにぎわいの創出	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 本事業にふさわしい多彩なイベントを企画・誘致し、イベント広場を運営できる計画となっているか。また、開催日数に係る基準値を達成するための具体的な計画が示されているか。利用料金の設定は適切なものか。 ◎ 日常的なにぎわいの創出に向けた利用促進策を実施できる計画となっているか。 	30点
⑥附帯要件(中央公園全体の魅力向上に向けた取組) (10点)		中央公園全体のマネジメントを担う協議体の設立及び運営に対し、具体的に実現性の高い計画が示されているか。	10点
評価点			170点

図表 2 評価の考え方

評価	採点基準	採点
A	公募設置等指針等に示す本市が求める内容を大きく超える創意工夫が見られ、かつ内容が特に優れている。	配点×1.00
B	公募設置等指針等に示す本市が求める内容を超える創意工夫が見られ、かつ内容が優れている。	配点×0.75
C	公募設置等指針等に示す本市が求める内容を超える創意工夫が見られる。	配点×0.50
D	公募設置等指針等に示す本市が求める内容を最低限満たしている。	配点×0.25
E	公募設置等指針等に示す本市が求める内容を満たしていない。	配点×0.00

イ 「価格面」の評価

「価格面」の評価については、図表 3 「価格点の採点方法」に示す方法に従って評価点を付与した。価格面における評価点の計算はすべて小数第一位を四捨五入した。

図表 3 価格点の採点方法

評価項目	採点方法	配点
① 公募対象公園施設の設置許可に係る年間使用料の提案額	<p>公募対象公園施設の設置許可に係る年間使用料をどれだけ増額しているか (増額割合が 0.5 以上の場合は満点)</p> <p>価格評価点 = 増額割合^{※1} × 8 点</p> <p>※1 増額割合 = (提案額^{※2} - 最低額^{※2}) ÷ 最低額^{※2}</p> <p>※2 提案額及び最低額は、提案された公募対象公園施設の建築面積及び公募対象公園施設と一体的に占有する屋外部分の面積を乗じて算出する。</p>	4 点
② 特定公園施設の設計・整備に係る費用の提案額	<p>市が負担する特定公園施設の設計・整備に係る費用をどれだけ軽減しているか (事業者負担割合が 0.5 以上の場合は満点)</p> <p>価格評価点 = 事業者負担割合^{※1} × 30 点</p> <p>※1 事業者負担割合 = (特定公園施設の設計・整備費 - 市に負担を求める額) ÷ 特定公園施設の設計・整備費</p>	15 点
③ 指定管理料の提案額	<p>市に負担を求める指定管理料（令和 5 年 4 月 1 日以降）をどれだけ軽減しているか。 (減額割合が 0.5 以上の場合は満点)</p> <p>価格評価点 = 減額割合^{※1} × 22 点</p> <p>※1 減額割合 = (指定管理料の上限額 - 提案額) ÷ 指定管理料の上限額</p>	11 点
評価点		30 点

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況

本市が推進する行政施策に係る取組状況について、図表4「確認項目」に基づき確認し、加減点を行った。なお、法人のグループでの応募（申請）の場合、加減項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点した。

図表4 確認項目

本市が推進する行政施策に係る取組状況	確認項目	配点
① 障害者雇用率の達成 ^{※1}	ア 障害者雇用率	
	・2.2%を超えて3.3%未満の場合	4点
	・3.3%以上で4.4%未満の場合	7点
	・4.4%以上の場合	10点
	イ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合	-2点
② 環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 を取得している場合	5点
③ 男女共同参画・子育て支援の推進	ア 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合	-3点
	イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合	2点
	ウ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合	-3点
	エ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合	2点
④ 地域貢献度	ア 事業所の所在地 ^{※2}	
	・広島市内に本店がある場合	4点
	・広島市内に本店がなく支店がある場合	2点
	・広島市内にその他事業所等がある場合	1点
	イ 広島市内に在住する指定管理業務の従事者の割合	
	・指定管理業務の従事者のうち、市内在住者の割合が8割以上の場合	3点
・指定管理業務の従事者のうち、市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	2点	
・指定管理業務の従事者のうち、市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	1点	
上記の項目の合計得点に 0.5 を乗じたものを加減点項目全体の得点とする		

※1 公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.2%→2.5%」「3.3%→3.75%」「4.4%→5.0%」と読み替える。

※2 事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。

2 応募結果

令和3年6月14日から同月25日まで公募設置等計画の受付を行った結果、以下に示すグループから公募設置等計画等の提出を受けた。

応募（申請）グループ
Aグループ

3 審査結果

(1) 第一次審査

ア 第一次審査結果の報告・承認（令和3年7月27日）

市は、応募（申請）グループが第一次審査における審査事項を満たしていることを確認した。

市は、第3回選定審議会において、第一次審査の結果について選定審議会に報告し、選定審議会の承認を得た。

(2) 第二次審査

ア 書面審査及びプレゼンテーション審査の実施（令和3年7月27日及び8月3日）

選定審議会は、第3回選定審議会において書面審査、第4回選定審議会においてプレゼンテーション審査を実施した。審査結果は以下のとおりであり、Aグループを最優秀候補者として選定した。（※応募（申請）者が1者の場合には、公募設置等指針に基づき、応募者ごとの得点並びに「内容面」の大項目（全体計画、Park-PFI 事業及び指定管理業務別）及び「価格面」の「適」・「否」を公表する。）

① 内容面の評価（170点）

評価項目	適否
全体計画	適
Park-PFI 事業	適
指定管理業務	適

評価項目の中項目（①から⑥）のいずれの項目にも「0点」がなかったため、適とした。

② 価格面の評価（30点）

評価項目	提案額
①公募対象公園施設の設置許可に係る年間使用料の提案額	16,296,965円
設置許可に係る使用料（下限額：5,648円/㎡・年）	5,648円/㎡・年
公募対象公園施設の建築面積及び公募対象公園施設と一体的に占有する屋外部分の面積	2,885.44㎡
②特定公園施設の設計・整備に係る費用の提案額	
特定公園施設の設計・整備費	1,298,000,000円
市に負担を求める額（上限額：1,170,000,000円）	1,168,200,000円
③指定管理料の提案額（上限額：883,500,000円）	883,499,981円
適否	適

提案額が、市の示す限度額（上限額及び下限額）を満たしていることから、適とした。

③本市が推進する行政施策に係る取組状況（-4点～+13点）

本市が推進する行政施策に係る取組状況	確認項目	取組状況									
		代表法人 A	構成法人 A	構成法人 B	構成法人 C	構成法人 D	構成法人 E	構成法人 F	構成法人 G	構成法人 H	
①障害者雇用率の達成	ア 障害者雇用率【法定雇用率2.3%】	2.46%	2.30%	2.06%	1.64%	2.65%	0.63%	2.04%	0%	3.03%	
	(障害者雇用義務の有無)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(無)	(有)	
	イ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
②環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21の取得	無	有 ISO 14001	無	無	無	無	有 ISO 14001	無	無	
③男女共同参画・子育て支援の推進	ア 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済	未策定	未策定	
	(策定義務、策定努力義務の別)	(義務)	(義務)	(義務)	(義務)	(努力義務)	(義務)	(義務)	(努力義務)	(努力義務)	
	イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有	有	無	無	無	無	有	無	無	
	ウ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定済	策定済	策定済	未策定	策定済	策定済	未策定	未策定	
	(策定義務、策定努力義務の別)	(義務)	(義務)	(義務)	(義務)	(努力義務)	(義務)	(義務)	(努力義務)	(努力義務)	
エ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
④地域貢献度	ア 広島市内に	本店がある場合	—	—	該当	該当	該当	—	—	該当	該当
		本店がなく支店がある場合	該当	該当	—	—	—	該当	該当	—	—
		その他事業所等がある場合	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	イ 広島市内に在住する指定管理業務の従事者の割合	8割以上の場合	該当								
		5割以上で8割未満の場合	—								
2割以上で5割未満の場合		—									

④ 総合評価（最大 213 点）

総合評価点	152.05 点
-------	----------

イ 設置等予定者の決定（令和 3 年 8 月 3 日）

選定審議会による最優秀候補者の選定及び市長への答申を踏まえ、市は A グループを設置等予定者として決定した。

〔参考〕 設置等予定者名の公表（令和 3 年 8 月 3 日）

市長より、設置等予定者の構成員の公表があった。

設置等予定者（最優秀候補者）：A グループ

NEW HIROSHIMA GATEPARK

（代表法人） エヌ・ティ・ティ・都市開発株式会社

（構成法人） 大成建設株式会社中国支店

株式会社中国新聞社

株式会社広島バスセンター

広島電鉄株式会社

NTT アーバンバリューサポート株式会社

株式会社 NTT ファシリティーズ

株式会社シーケイ・テック

株式会社 NSP 設計

4 審査講評

(1) 総合講評

旧広島市民球場跡地は、「中央公園の今後の活用に係る基本方針」(令和2年3月策定)において、「イベント・集客ゾーン」と位置付けられ、平和記念公園や水辺空間と一体となった緑豊かなオープンスペースを中心としたゾーンとするとともに、年間を通じて多様なイベントが開催され、若者を中心とする多くの市民や平和記念公園を訪れる観光客を引き付ける、にぎわいとおもてなしの心が感じられるゾーンとすることとなった。

本事業では、Park-PFI と指定管理者制度を併用し、パブリックマインドを持った民間事業者のノウハウを最大限活用し、誰もが訪れてみたいと感じる広島の「顔」となる、都心の新たなにぎわい拠点を創出することを目的とし、にぎわいとおもてなしの心が感じられる飲食・物販施設等の収益施設及び屋根付きイベント広場等の公園施設の整備を行うとともに、指定管理者としてイベント広場の管理・運営を行い、国際的な大会から日常的な行事まで大小様々なイベントを企画・誘致する事業者を募った。

最優秀候補者の提案は、平和記念公園や水辺空間と一体となった緑豊かなオープンスペースを確保し、年間を通じて多様なイベントが開催され、若者を中心とする多くの市民や平和記念公園を訪れる観光客を引き付ける、にぎわいとおもてなしの心が感じられる公園づくりを目指しており、都心の新たなにぎわい拠点の創出や回遊性を大いに期待できるものであった。

具体的には、コンセプトとして、公園を新しいライフスタイルの体感空間と捉え、近未来志向の「オソト文化」という公園の楽しみ方を提唱していることが評価できる。

また、施設については、店舗を木造建築とし、公園の木々との調和や解体時の再利用にも配慮していることや、南北軸線上のメインプロムナードの北端に原爆ドームを望める「高見広場」を設け、平和の風景を演出していること、イベント広場の屋根は、折り鶴をイメージしておりデザイン性が高いことが評価できる。

今後、広島市においては、設置等予定者を選定し、事業者のパブリックマインドを生かし、連携を図りながら、提案された事業計画を着実に実現させ、球場跡地のみならず、中央公園全体の活性化につなげていくことを期待する。

(2) 個別評価

Aグループ（最優秀候補者）

【全体計画】

① 事業の実施方針

- ・新しいライフスタイルの体感空間として「オソト文化」を提唱するコンセプトが高く評価された。
- ・施設全体を『回遊の目』という位置付けで計画し、時間帯別の利用シーンや太田川沿いの水辺空間まで拡大していく構想が提案されており、中央公園のみならず、紙屋町・基町周辺を含むエリア全体の回遊性を高める取組の提案が高く評価された。
- ・紙屋町シャレオとの連続性やこれから新設されるサッカースタジアムとの繋がりについて、今後、具体的なアクションを起こしていくことを期待する意見があった。
- ・指定管理期間が終了する20年経過後は、公募対象公園施設は解体・撤去し、更地にすることが求められているが、実際の運用については、市や事業者はもちろん、市民の事も考えながら事業を進めていくのが良いという意見があった。

② 実施体制及び資金計画

- ・資金計画について、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計・整備等に係る初期投資費については、金融機関等から借り入れることなく、自らの出資金又は自己資金で調達する点が評価された。
- ・収支計画について、公募対象公園施設等から生じる利益を特定公園施設へ還元させる点や公募対象公園施設と特定公園施設の管理従事者を兼務させることで効率化を図っている点に事業者の創意工夫や努力が見られ、評価された。
- ・経営の安定性について、Aグループの代表法人並びにいずれの構成法人についても財務体質は安定しており、本事業の実施にあたり財務状況に不安材料は見当たらないことが評価された。

【Park-PFI 事業】

③ 公募対象公園施設

- ・店舗について、県産材を用いた木造建築としている点や、並木を想起させ、公園の木々と調和するデザインが高く評価された。
- ・店舗の内容について、バランスがとれ、それぞれ個性のある導入機能の提案が評価された。また、広島出身のクリエイターや広島発のブランドを手掛ける企業等の発信場となる「HIROSHIMA CHALLENGE」の設置について、オリジナリティがある提案であると評価された。
- ・コンセプトであるオソト文化とマッチする軒下空間の利用提案が評価された一方、十分な庇の深さとなるよう検討を期待する意見があった。

④ 特定公園施設

- ・『ピースプロムナード（メインプロムナード）』に被爆敷石を用い、終点に原爆ドームの映り込む水鏡を設けた高見広場の計画が高く評価された。
- ・折り鶴をイメージしたイベント広場の屋根のデザインが高く評価された。
- ・空間の使い分けが出来、旧広島市民球場の記憶を残す形を意識したグリーンリボン、ユニバーサルリボンの計画が評価された。
- ・植栽計画について、都市の中の緑地の保全に寄与する提案となっている点が評価された一方、『ピースプロムナード』の植栽について南北軸の象徴性が高まるものとなるよう、実施設計の中で活発な議論を期待する意見があった。
- ・おもてなしトイレについて、動線を踏まえた配置や店舗と統一されたデザインの検討に期待する意見があった。

【指定管理業務】

⑤ 指定管理業務

- ・イベントの誘致・開催能力について、実績のある企業が中心となり、イベントを誘致する提案が評価された一方、既存イベントの継続を軸とするだけでなく、事業期間が長期間となることを踏まえ、イベントの新陳代謝や新規イベントの誘致が重要であるという意見や観光客への訴求の強化を期待する意見があった。
- ・パークコンシェルジュを配置し、利用者へのおもてなしの気持ちが感じられる提案が評価された。
- ・自己評価（セルフモニタリング）に関して、DXを進めて内容を充実させ、公園利用者のみならず、公募対象公園施設の店舗（テナント）へのフィードバックを行うなど、より良い運営を心掛けてほしいという意見があった。

⑥ 附帯要件（中央公園全体の魅力向上に向けた取組）

- ・事業区域周辺のまちづくりにかかわりを持つ事業者であり、都心部で立ち上がっている様々なエリアマネジメント団体との連携が期待出来る点や5年後に都市再生推進法人化を目指す提案が評価された。

選定審議会による審査結果及び審査講評の報告は以上である。

終わりに、本プロポーザルの関係者及び限られた期間にも関わらず、多大な労力をかけて真摯に提案いただいた参加者に、心から感謝し敬意を表するとともに、本事業の成功を心より祈念する。